



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

高齢者医療制度改革

とかく中身の議論より名称が批判され続けた[後期高齢者医療制度]を廃止し、平成25年度の導入を目指す新しい[高齢者医療制度]は、75歳以上の負担を抑制する一方で、現役世代にそのしわ寄せが来ることは避けられそうにありません。

厚生労働省は10月25日、後期高齢者医療制度に代わる新医療制度について、加入者1人あたりの保険料の将来試算を公表しました。この新医療制度では、高齢者の保険料負担を抑えるために現役世代の負担が激増します。サラリーマンらが加入する[健康保険組合]は、2025年度には今年度に比べ9万4000円増の年28万9000円となり、現役世代には負担が重くのしかかりそうな内容です。

新医療制度は、給与の水準に応じて負担が決まる総報酬割になる事を一つの柱にしていますが、試算によれば2025年には次のような額になります。

無職者や自営業者などが加入する[国民健康保険]が75歳以上で今年度6万3000円から9万5000円、と3万2000円増、74歳以下が9万円から12万9000円、と3万9000円増にとどまります。

平均年収が385万円の主に中小企業のサラリーマンが加入する[協会けんぽ]が17万1000円から24万3000円に、平均年収554万円の大企業サラリーマンが加入する[健保組合]が19万5000円から28万9000円、公務員などの共済組合が21万7000円から33万円と大幅な負担増になってしまいます。

これを見てお分かりのとおり、負担額の伸び率は、圧倒的に現役世代で高くなります。そのため、25日の会議でも「現役世代の保険料収入に過度に依存すると働く意欲に影響する」との懸念が出されたそうです。

一方で、高齢者も、70 - 74歳の窓口負担が現行の1割から2割に5年を掛けて順次引き上げられます。ただ、2013年度時点で71歳の方はそれ以降も1割負担となるため、不公平感が広がる可能性もあります。

大企業の[健保組合]の赤字組合数が全体の約80%である1184組合に大幅に増えており、解散する事例が相次いでいます。また、[協会けんぽ]は3年連続の赤字と、これ以上の負担増には耐えられません。

医療制度は、年金や介護などとともに高齢者と現役世代も含めた全体での、抜本的な社会保険制度のあり方そのものを見直す必要があると思いますが、一人一人が少し前向きに毎日の健康を保ち、高齢者になっても生き甲斐を持って暮らす方向にも力を向けられたらと思います。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question (適格現物分配制度の創設)

当社(A社)は、製造業を営む法人です。グループ法人に100%子会社B社とその100%子会社C社(A社の孫会社)があります。近年、C社の業績が急成長し規模も拡大したため、グループの中で孫会社という位置づけが不相応となりました。グループの効果的な運営を図るために、当社は、C社をB社と同様に子会社とすることを検討していますが、B社がA社にC社株式を譲渡するとB社に多額の譲渡利益が発生する見込みです。

平成22年度の税制改正において、適格現物分配の制度が導入されたと聞きましたが、この制度を利用して譲渡益を出さずにグループ再編を行うことはできないでしょうか？

Answer

完全支配関係(100%の支配関係)にある内国法人間で行われる現物分配は適格現物分配となり、金銭以外の資産を配当として分配した場合、当該配当資産は帳簿価額で移転できることとなります。したがって、B社がC社株式をA社に配当として分配すれば、C社株式を帳簿価額で移転できるため、譲渡益を出さずに子会社化できることとなります。

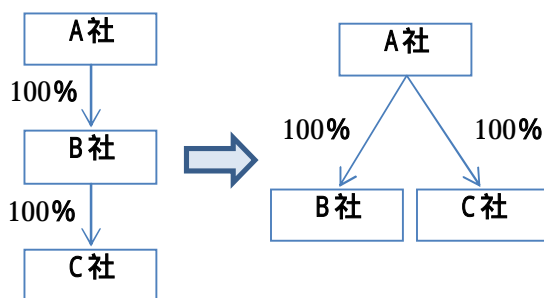
解説



現物分配とは、法人がその株主に対して、剰余金の配当またはみなし配当として当該法人の金銭以外の資産を交付することをいいます。現物分配の税務上の原則的な取り扱いとは時価譲渡となるため、譲渡損益が認識されることとなります。

しかし、平成22年度の税制改正において、完全支配関係にある法人間における現物分配(適格現物分配)に係る資産は、帳簿価額で移転されることになったため、当該資産の含み損益は認識しない(発生しない)こととなりました。

下記の図のように、A社、B社及びC社は100%の資本関係にあることから完全支配関係があり、B社が保有するC社株式を配当としてA社に交付すると、適格現物分配となるため帳簿価額でC社株式をA社に移転できることとなります。帳簿価額での移転でありますから、譲渡損益も発生しません。



現物分配が剰余金の配当である場合、分配可能利益の範囲でしか行えないことは通常の配当と同様の取扱いとなります。

受取配当に関する配当収益は益金不算入となり、源泉徴収義務も不要となっております。

なお、平成22年度の税制改正において、一定の資産をグループ法人間で譲渡した場合、譲渡損益を繰延べる制度が創設されましたが、この場合時価で譲渡することになるため、この点が適格現物分配と大きく異なります。

根拠条文等

法人税法 第2条(定義)、第62条の5(現物分配による資産の譲渡)、
 第61条の13(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)
 法人税法施行令 第123条の6(適格現物分配における被現物分配法人の資産の取得価額)
 所得税法 第24条(配当所得)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp